

平成29年度(平成29年4月～平成30年3月) 大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況

	養護者による障がい者虐待		障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待		使用者による障がい者虐待 (市町村・都道府県で通報等受理数)		※(参考)労働局の対応 使用者による障がい者虐待	
	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府	全国
相談・通報・届出件数	1,009件 (908件)	4,649件 (4,606件)	267件 (240件)	2,374件 (2,115件)	67件 (67件)	691件 (745件)	123 事業所 (104)	1,483 事業所 (1,316)
虐待と判断した(または受けたと思われた)件数	188件 (201件)	1,557件 (1,538件)	59件 (53件)	464件 (401件)	—	—	49 事業所 (52)	597 事業所 (581)
被虐待者数	188人 (201人)	1,570人 (1,554人)	85人 (68人)	666人 (672人)	—	—	90人 (84)	1,308人 (972)

- ()内は、平成28年度(平成28年4月～29年3月)の対応状況。
- 労働局での対応について、相談受理件数は都道府県からの労働相談票の報告と労働局部署での把握件数を含む。

大阪府障がい者虐待防止対策支援事業の主な取組み

目的	H30年度の主な取組み
<p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p>	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <p>⇒基礎研修: 講義及び演習 (講義) 障害者虐待防止法の理解、虐待対応における権利擁護の視点、等 (演習) 事例を用いた初動期対応に関するグループワーク</p> <p>⇒現任研修: H29年度より管理職向け研修を開催、講義及び演習にて実施。 管理職向け: 弁護士による講義(市町村の責務)、社会福祉士による講義(成年後見制度)、市町村管理職による事例報告等 担当者向け: 「家族関係の見立て」、「DVの理解と障がい者虐待との連携」、「司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法」等に関するテーマを実施。</p> <p>②市町村虐待対応ワーキングの継続</p> <p>⇒・市町村職員／虐待防止センター職員が、自主的に研修できるような取組みに資するため、障害者虐待防止法および法に基づく対応について、基礎的知識や、事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストの作成をめざす。</p> <p>③専門性強化事業の実施</p> <p>⇒・H30年度実績は2件(H31.1末時点)</p>
<p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p>	<p>④事業所職員向け虐待防止研修の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none">・管理者対象とした研修(事例を用いた演習を含む)・平成28年度より、民間施設長を府研修の講師として起用し、前年度の講師に演習ファシリテーターとして参画いただく。 <p>⑤事業所に対する実地指導</p> <ul style="list-style-type: none">・全事業者を対象とした集団指導・個々の事業者に対する計画的な実地指導
<p>3. 関係機関との連携</p>	<p>⑥使用者虐待における大阪労働局との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的な実務者会議の実施 <p>⑦DV対応における連携</p> <ul style="list-style-type: none">・現任研修において、DVの理解と障がい者虐待対応との連携に関する講義実施、市町村DV担当職員向け研修にも、障がい者虐待に関する講義を導入